

パブリックコメントに対する市の考え方について

【実施期間】 令和 6 年 8 月 26 日（月曜日）～令和 6 年 9 月 13 日（金曜日）

【意見数】 提出者 3 名（電子申請 3 名） 意見総数 3 件

資料 1

No	分類	ご意見(原文ママ)	市の考え方
1	全体	<p>基本的には、この「多摩市手話言語条例」は非常によくできていると思います。第1条の目的に記載されている、「ろう者の人権を守り、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会を実現することを目的とする。」という点は特に重要です。手話を言語として認め、市民が理解し、市や事業者が円滑に施策を推進することは非常に必要なことだと思います。ただ、この素案を読んでいて少し違和感を覚えました。目的は「ろう者とろう者以外の者の意思疎通の推進」、つまり、ろう者とろう者以外のコミュニケーションの円滑な実現であるにもかかわらず、ろう者の役割が明確に示されていないように感じます。ろう者にも一定の役割があることを明記すべきではないでしょうか？例えば、手話が第一言語でない人に対して、わかりやすくゆっくりとした手話を心がけることや、手話以外のコミュニケーション手段（筆談など）も受け入れる努力をすることなどです。市民の役割としては、できる限り手話を受け入れること、ろう者は手話のスピードも含めて会話に努力すること、お互いが歩み寄ることでコミュニケーションが成立するという条例であれば、多くの方に受け入れられるのではないかでしょうか。以前、海外出張で日本語も英語も通じない場所に行った際、相手がその気になってくれれば、言語を知らなくても通じるという経験をしました。手話を知っていても知らなくても、ろう者とある程度の会話ができるというのは素晴らしいことです。したがって、お互いに歩み寄る「多摩市」を目指してほしいです。</p>	<p>本条例で定義されている「ろう者」は「市民」にも含まれるものであり、第4条「市民の役割」の中で条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組むよう努めるものとして、市民としての役割を持っていただいております。</p> <p>ご意見いただいた、ろう者にも一定の役割があることを明記すべきとのご意見は非常に重要な視点であるものと認識しており、ろう者以外の市民の役割とのバランスからろう者に特化した役割の追記は行いませんが、いただいた趣旨を踏まえて逐条解説でも適切に解説することとし、ろう者を含む市民の役割をよりわかりやすく周知啓発してまいります。</p>
2	第2条 定義	<p>第2条（1）において、「手話は手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する一つの言語であって、独自の語彙及び文法体系を持つものをいう」とされ、またそれに伴い第3条（2）には「手話に関する施策が、手話が手及び指、体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語であるという認識に基づいて実施されなければならないこと」とある。難聴・中途失聴者が使うことの多い、いわゆる「日本語対応手話」と呼ばれるものは、手話ではないと否定されるのか。その場合、難聴・中途失聴者がコミュニケーション手段として手話を学ぶことや使用すること、また自分たちに分かりやすい手話によって情報を得ることの権利はどう保障されるのか。</p>	<p>本条例では、手話を「日本手話」「日本語対応手話」と分けて考えておらず、ろう者が使用する手話も、難聴者・中途失聴者が使用する手話も、それら全てが手話であり、音声言語である日本語と同じように一つの言語であることと認識しており、否定するものではありません。全ての手話により情報を得る権利を尊重する趣旨の条例であるものとご理解いただければと思います。</p>
3	第8条 施策の推進	<p>（施策の推進）2の（5）手話通訳者の養成も必要です。ぜひ条項に含めていただきたいです。同じく2の（6）災害時におけるろう者への対策に情報提供も大切ですが、手話で意思疎通ができる環境も大事です。条項に含めてください。</p>	<p>手話通訳者の養成については、第8条の1項5号において「手話通訳者の確保及び育成並びに活動環境の充実を図ること。」と記載しており、この「育成」という言葉には、手話通訳者を養成する意味合いも含まれています。これは過去の検討会でも議題に挙がっており、広く意味を取るためにも「育成」という言葉を使うこととなりました。</p> <p>災害時において手話で意思疎通ができる環境については、重要なものであると認識しているところです。本条例は手話の使いやすい環境の整備を目的の一つとしており、第8条の1項3号でも「ろう者が手話を使いやすい環境の整備を図ること。」と包括的な記載をしておりますので、災害時に特記はしておりませんが、ご意見の趣旨は含まれているものとしてご理解いただければと思います。</p>